

## 長崎県事業復活支援給付金 F A Q (令和4年7月26日時点)

### 1. 総論

	質問	回答
1-1	長崎県事業復活支援給付金とはどのようなものか。	まん延防止等重点措置が適用されたことにより、売上が減少した県内中小事業者に対し、国の事業復活支援金に上乗せして給付するものです。
1-2	どのような場合にこの給付金を申請できるのか。	国の事業復活支援金の給付要件を全て満たした上で、事業復活支援金を申請又は受給していることのほか、令和4年1月から3月における長崎県の営業時間短縮要請の対象でないことが必要です。
1-3	どんな業種が対象となるのか。	卸小売業、サービス業、宿泊業、建設業、農業、漁業など、新型コロナウイルスの影響を受けて売上が減少した全ての業種が対象です。
1-4	給付金を支給できない事業者とはどのようなか。	原則として、要件に合致していれば業種を問わず対象となります。ただし、国に準じ、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税法別表第一に規定する公共法人</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者</li> <li>・政治団体、宗教上の組織若しくは団体</li> <li>・国の事業復活支援金の給付対象外とされた事業者</li> <li>・上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないこと知事が判断する者</li> </ul>
1-5	この給付金の申請期間はいつからいつまでか。	令和4年4月18日（月）から8月31日（水）までです。 消印有効
1-6	申請書類はどこで入手できるのか。	申請書類は、県ホームページからダウンロードが出来るほか、県庁、県の各振興局、県内各市役所・町役場、各商工会・商工会議所等で入手できます。
1-7	要領に「本社所在地又は住民票上の住所が長崎県内の事業者」と記載があるが、いつ時点で判断するのか。	国の事業復活支援金の申請日時点で判断します。
1-8	複数の店舗がある場合、店舗の数だけ申請できるか。店舗ごとの申請ではないのか。	本給付金は事業者単位で申請を行い、1事業者あたり1回の申請となります。
1-9	申請額はどのように計算するのか。	本給付金は、国の事業復活支援金の給付上限額以上に売上が減少した事業者に対し、県が20万円を限度に給付するものです。給付金額の計算式は以下のとおりです。 $\text{長崎県事業復活支援給付金} = (\text{国の事業復活支援金の基準期間の事業収入}) - (\text{国の事業復活支援金の対象月の事業収入} \times 5) - (\text{国の事業復活支援金の給付(予定)額})$ 千円未満切り捨て と については、本給付金の給付要件としている、国の事業復活支援金の算定上の金額と一致しますので、申請内容から転記してください。

## 2. 申請要件等

	質問	回答
2-1	法人の本社は長崎県内にあるが、店舗は県外の場合、給付金の対象となるか。	本社が長崎県内にあるため、その他要件を満たせば対象となり得ます。
2-2	法人の本社は長崎県外で、店舗は県内にある場合、給付金の対象となるのか。	本社が長崎県内にないため、対象となりません。
2-3	売上の減少率が25%であったため、地元市町の給付金を受給したが、対象となるのか。	国の事業復活支援金の給付対象外であるため、申請できません。
2-4	売上の減少率は30%を超えていたが、国の事業復活支援金は受給していない。この給付金は受給できるのか。	国の事業復活支援金を申請しなければ、本給付金も受給できません。
2-5	売上の減少率は30%を超えていたため、事業復活支援金を申請し既に受給した。事業復活支援金の受給額は受給上限額に達していなかったが申請できるのか。	本給付金の算定上、国の事業復活支援金の給付上限額に達していない場合は、給付額が0円となるため申請できません。
2-6	2022.1.1に新規開業したが申請できるのか。	国の事業復活支援金の受給要件（2021.10.31以前に開業していること）を満たしていないため申請できません。
2-7	事業承継をしたのだが申請できるか。	本給付金は国の事業復活支援金を申請又は受給済の事業者が対象となりますので、国の事業復活支援金の事業承継特例等により、申請要件を満たしている場合は対象となり得ます。
2-8	国の事業復活支援金を申請したが、再申請をした。その結果、復活支援金の額が増額となったのだがどうすればよいか。	再申請により国の事業復活支援金が増額した場合は、本給付金の交付額が減額となる可能性がありますので、本給付金を申請済の場合はすぐにコールセンターまでご連絡ください。なお、事業復活支援金の再申請が見込まれる場合は、再申請完了後に本給付金を申請いただくようお願いします。
2-9	これまで県（市町）の飲食店等営業時間短縮要請協力金を受給したことがあるが申請できるのか。	本給付金は、令和4年1月から3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者には給付されませんが、それ以前の協力金の受給状況は要件としておりません。
2-10	令和4年1月から3月における県の営業時間短縮要請に応じておらず、協力金を受給していないが、対象となるか。	営業時間短縮要請の対象であれば、協力金の受給の有無にかかわらず給付対象外となります。
2-11	もともと20時以降は営業しておらず、営業時間短縮要請の対象外の飲食店を営んでいる場合は、対象になるか。	国の事業復活支援金の給付要件を全て満たせば、給付対象となりえます。

### 3. 提出書類等

	質問	回答
3-1	住所は店舗（事務所）の住所を記入するのか。	申請書（様式第1号）の住所欄は、法人の場合は本社所在地、個人事業主の場合は申請者の住民票上の住所を記入してください。また、申請書に添付する本人確認資料の住所と同一であることも確認してください。
3-2	「国の事業復活支援金の申請フォーム画面を印刷したもの」とはどのような書類か。	申請中または受給済の国の事業復活支援金の申請フォーム画面のすべてのページを出力したものを添付してください。基本情報画面から入力内容確認画面までの全てが必要です。（例をHPに掲載しています。）  なお、申請フォーム画面の印刷方法は以下のとおりです。（画面イメージをHPに掲載しています。） 国の事業復活支援金のHP < <a href="https://jigyouno-fukkatsu.go.jp/">https://jigyouno-fukkatsu.go.jp/</a> > 中、右上「マイページ」からログインIDとパスワードを入力してマイページへアクセス マイページ中「事業復活支援金申請ID」欄横の「詳細」ボタンを押下すると、「申請内容を閲覧する」というボタンが出現するのでそのボタンを押下 「事業復活支援金 申請フォーム」画面に遷移するので、ページ下部「次へ」ボタンを押下し、上部の「確認」画面が表示されたら、当該画面を印刷（枚数は事業者によって異なりますが、15ページ程度になります。）
3-3	履歴事項全部証明書の日付は1年前のものでもよいか。	申請日の3か月以内の日付のものを添付してください。ただし、国の「事業復活支援金」の申請に添付したものから変更がない場合は、事業復活支援金に添付したものと同じものの写しでも可能です。
3-4	個人事業主で、運転免許証がないがどうすればよいか。	パスポート、住民票及び健康保険証など、国の「事業復活支援金」の申請時に添付したものと同じものを添付してください。
3-5	申請書（様式第1号）中、(1)売上高の(B)～(F)欄の「基準期間の事業収入（〇月目）」の記入の仕方がわからない。	国の事業復活支援金の申請フォームの「売上情報」中、「対象月の事業収入」の額を転記してください。
3-6	申請書（様式第1号）中、(1)売上高中、(B)(C)欄「基準期間のうち、～月を含む年の事業収入」の記入の仕方がわからない。	(B)欄には、基準期間のうち、11月・12月を含む年の事業収入額（年額）を記入し、(C)欄には(B)欄の翌年の1～3月を含む年の事業収入（年額）を記入してください。 結果として、(E)欄「基準期間の事業収入」は、国の事業復活支援金の申請フォームの「売上情報」中、「基準期間の事業収入」欄の金額と同額になります。
3-7	減少額と国の事業復活支援金との差額（様式第1号 中、(3)給付額の(K)欄の金額又は様式第1号 中、(3)給付額の(H)欄の金額）が1,000円を下回ってしまったのだが。	本給付金は千円未満は切り捨てですので、この場合は申請金額は「0円」となり、申請はできません。
3-8	様式第1号 の下部枠囲いの（発行責任者及び担当者）の欄には誰の名前を書くのか。また、代表者が発行責任者又は発行担当者を兼ねる場合は、下部の枠囲いの中は記入しなくてもよいか。	「発行責任者」「発行担当者」の欄は、本給付金の申請手続きの責任者、担当者を記入してください。 なお、この欄は、給付金の支払いに必要な情報になりますので、「発行責任者」と「発行担当者」のどちらの欄も漏れなく記入してください。代表者と同一の場合もどちらの欄にも漏れなく記入してください。

3-9	<p>新規開業特例により国支援金を申請・受給した場合、給付額算定のための様式（第1号 又は ）にはどのように記入すればよいか。</p>	<p>（4/26追加）          新規開業特例適用の事業者用として、様式第1号 を追加しましたので、当該様式を用いて申請してください。          国の支援金の給付額は、「基準期間の事業収入－対象月の事業収入×5」ですが、          新規開業特例が適用される事業者にあつては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業年（「2019年又は2020年」又は「2021年」）</li> <li>・事業形態（「法人」又は「個人事業者」）</li> <li>・申告の種別（「青色（農業以外）」「青色（農業）」又は「白色」）</li> </ul> <p>よつて、基準期間の事業収入の算出方法が異なり、国支援金の申請フォーム画面に「基準期間の事業収入」が明記されない（転記する額が一目で判断できない）場合があります。          つきましては、国の事業復活支援金の申請要領をご参照いただき、ご不明の点は、お手元に「申請フォーム画面の写し」を準備いただいたうえでコールセンターへお尋ねください。</p>
-----	---	--

#### 4. 申請手続き

	質問	回答
4-1	申請してから入金までどのくらいかかるのか。	書類不備等がない場合、書類受付日から約1カ月での支払いを予定しています。ただし、国の事業復活支援金の申請フォーム画面の添付がない場合は、審査に時間を要するため、給付金の支払が遅れる場合があります。
4-2	審査結果の通知は送付されるか。	給付金を給付する旨の決定をしたときは、通知は発送せず、振込先口座への支払を通知に代えさせていただきます。審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をした場合のみ不交付の通知を送付します。
4-3	代理で申請することは可能か。	代理で申請する場合は委任状の添付が必要です（様式任意）。
4-4	申請者名義と異なる振込口座は指定できるか。	申請者と給付金口座名義人が一致しない場合、委任状（様式任意）を提出してください。
4-5	申請書に押印は必要か。	行政手続きにおける押印廃止に伴い、申請書等に押印する必要はありません。ただし、誓約書兼同意書については、自署または押印が必要です。